

○小野町公共工事中間前金払制度事務取扱要領

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 8 年 2 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小野町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 34 条第 4 項の規定に基づく中間前金払を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前金払をする対象は、請負金額が 300 万円以上で、かつ、工期が 100 日以上
の土木、建築に関する工事とする。

(中間前金払の要件)

第 3 条 発注者が中間前金払を行う要件は、既に前払金の支払を受けている工事であって、
以下の全てを満たしていることとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表によって工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

第 4 条 前条の場合に発注者が受注者に支払う中間前払金は、請負代金の額の 10 分の 2
以内とし、1 万円未満の端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の申請)

第 5 条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第 1
号）に履行報告書（様式第 2 号）を添えて、発注者に 2 部提出しなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、履行報告書及び工程表により第 3 条に規定
する要件を満たしていることを確認するものとする。

3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を
求め、詳細な調査を行う。

4 発注者は、中間前金払が妥当と認められるときは、中間前払金認定調書（様式第 3 号）
によって受注者に通知するものとする。

5 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前払金
請求書（様式第 4 号）に保証事業会社の前払金保証証書の原本を添えて発注者に提出
しなければならない。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 2 月 17 日)

この要領は、令和 8 年 2 月 17 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

中間前金払認定請求書

[別紙参照]

様式第 2 号（第 5 条関係）

履行報告書

[別紙参照]

様式第 3 号（第 5 条関係）

中間前払金認定調書

[別紙参照]

様式第 4 号（第 5 条関係）

中間前払金請求書

[別紙参照]